

## 令和5年度第8回 下関市農業委員会総会議事録

日 時 令和5年11月14日(火)  
午前9時30分 ～ 午前11時10分  
場 所 川棚公民館 2階講堂

### 会議構成員及び現在総数

会 議 構 成 員 18 名  
現 在 数 18 名  
出 席 総 数 18 名  
欠 席 総 数 0 名

議番	氏 名	出欠
1	阪田 実	出席
2	新久保 克己	出席
3	浦岡 昌博	出席
4	藤野 俊孝	出席
5	田崎 育子	出席
6	岡本 住子	出席
7	下田 敏純	出席
8	加藤 ソメ	出席
9	石田 安男	出席
10	田上 光義	出席
11	河本 隆一	出席
12	坂田 謙祐	出席
13	伊田 喜弘	出席
14	山田 正信	出席
15	藤本 康洋	出席
16	金田 豊和	出席
17	岩本 憲慈	出席
18	有田 孝義	出席

### 本会議に出席した事務局職員

事務局長外4名

傍聴人 0 名

## 令和5年度第8回総会

(開始時刻 9時30分)

### 事務局（小山事務局長）

それでは、ただいまから総会を始めさせていただきます。

本日の委員の出席状況でございますが、委員総数18名のうち、本日出席の委員は18名、欠席委員は0名でございます。

したがいまして、出席委員数が在任委員数の過半数を超えておりますので、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定に基づき、本日の総会が、「成立いたしますこと」をご報告申しあげます。

それでは、山田会長からご挨拶を賜りまして、そののち、「下関市農業委員会総会会議規則第6条及び第7条」の規定に基づき、議長である会長の「開会の宣告」ののち、お手元の総会次第に従いまして議事を進めさせていただきます。

それでは、会長、よろしく願いいたします。

### 議長（山田会長）

（会長挨拶）

先ほど、事務局から報告がありましたように出席委員が過半数を超えています。本日の総会は、成立いたしますので、「令和5年度第8回定例総会の開会」を宣告します。

それでは、議事に入ります前に総会会議規則第19条第3項の規定に基づきまして私のほか2名の委員が署名することとなっておりますので、私の方から指名させていただきます。

本日の総会の議事録署名委員に、議席番号5番、田崎育子委員と議席番号6番、岡本住子委員のご両名を指名させていただきます。どうかよろしく願いいたします。

それでは、議事に入ります。日程第1「議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可について」をお諮りいたします。

審議にあたり、1番、2番の案件につきましては、日程第3、議案第3号の1番、2番と密接に関連した案件となりますので「議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可について」において、併せてお諮りします。

それでは、事務局の説明を求めます。

### 事務局（足立事務局次長）

それでは、ご説明いたします。以降、着座にてご説明いたします。

総会議案書 1 ページをお開きください。3 番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、田 1 筆で、面積は、8 6 7 m<sup>2</sup>、位置図は 4、5 ページ、公図は、6 ページをご覧ください。

申請地は、J R 山陰本線黒井村駅から南へ、約 4 3 0 m に位置している、農業振興地域内白地の農地です。申請理由は、高齢で耕作が困難となり、農業後継者もいない譲渡人の要望に、前耕作者である譲受人が応じたものでございます。申請地は、譲受人の自宅から近く、譲受後は、水稻を栽培する予定で、売買による所有権の移転となっております。

総会議案書 2 ページをお開きください。4 番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、田 3 筆で、合計面積は、3, 8 4 7 m<sup>2</sup>、位置図は 7、8 ページ、公図は、9 ページから 1 1 ページをご覧ください。

申請地は、J R 山陰本線川棚温泉駅から北東へ、約 5 0 0 m から 6 0 0 m に位置している、農業振興地域内の農用地です。申請理由は、農業後継者もいない譲渡人の要望に、前耕作者である譲受人が応じたものでございます。申請地は、譲受人の自宅から [REDACTED] の距離に位置しており、譲受後は、水稻を栽培する予定で、売買による所有権の移転となっております。

2 ページに戻りまして、5 番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。本件は、登記地目が畑の 2 筆と現況地目が畑の 1 筆で、合計面積は、5 1 9 m<sup>2</sup>、位置図は 1 2、1 3 ページ、公図は、1 4 ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所清末支所から南西へ約 5 3 0 m に位置している市街化区域内の農地です。申請理由は、譲受人の要望に、譲渡人が応じたものでございます。申請地は、譲受人の自宅から近く、譲受後は、大根や人参等の野菜を、親子で栽培する予定で、売買による所有権の移転となっております。

2 ページに戻りまして、6 番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、田 3 筆で、合計面積は、3, 5 7 4 m<sup>2</sup>、位置図は 1 5、1 6 ページ、公図は、1 7、1 8 ページをご覧ください。

申請地は、J R 山陽本線小月駅から南へ、約 4 1 0 m に位置している、農業振興地域内の農用地です。申請理由は、耕作が困難となり、農業後継者もいない譲渡人の要望に、譲受人が応じたものでございます。申請地は、譲受人の自宅から [REDACTED] の距離に位置しており、譲受後は、水稻やさといも、ネギ等の野菜を栽培する予定で、贈与による所有権の移転となっております。

総会議案書3ページをお開きください。7番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、畑3筆で、合計面積は、575.14㎡、位置図は19ページから21ページ、公図は、22ページ、参考までに、公図の拡大図を23ページにお示ししております。

申請地は、JR山陽本線幡生駅から北東へ、約900mに位置している、市街化区域内の農地です。申請理由は、県外に居住している譲渡人の要望に兄である譲受人が応じたものでございます。申請地は、譲受人の自宅から■■■■の距離に位置しており、譲受後は、さといもサツマイモ等の野菜を栽培する予定で、売買による所有権の移転となっております。

3ページに戻りまして、8番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、畑4筆で、合計面積は、591㎡、位置図は24ページから26ページ、公図は、27ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所菊川総合支所から北東へ、約700mに位置している、農業振興地域内白地の農地です。申請理由は、申請地の近くに居住している譲受人の要望に、県外に居住し、耕作及び管理が困難な譲渡人が応じたもので、譲受人は、この度新規に農地を取得し、農作業を始めるものです。申請地は、譲受人の自宅から近く、譲受後は、トマトやキャベツ等の野菜や柚子等の柑橘類等を栽培する予定で、売買による所有権の移転となっております。

3ページに戻りまして、9番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、田1筆、現況地目は、畑でございます。面積は、813㎡、位置図は28、29ページ、公図は、30ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所川中支所から西へ、約800mに位置している、市街化区域内の農地です。申請理由は、父親である譲渡人から農業後継者である息子の譲受人に生前贈与するものでございます。申請地は、譲受人の自宅から■■■■の距離に位置しており、譲受後も、引き続き、父親と家族で、水菜の栽培を行う予定で、贈与による所有権の移転となっております。

各譲受人は農地を効率的に利用し、耕作に必要な労働力、農業用機械を所有しており、周辺農地の農業上の総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れがないことから、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可基準を満たしていると考えられます。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に担当委員からの現地調査結果の報告をお願いいたします。

なお、説明に当たりましては、個人情報保護の観点から直接個人名を使わず、譲渡人、譲受人等の表現で報告をお願いします。

それでは、3番の案件につきまして、議席番号10番、田上光義委員、報告をお願いいたします。

#### **田上光義委員**

10番の田上です。3番の案件についてご説明いたします。11月8日に事務局2名、農業委員2名で現地を確認しました。譲渡人は高齢で耕作できないことから、以前から利用権を設定して耕作してもらっていた譲受人に、譲渡しを要望したものです。この度現地を確認したところ、草も綺麗に刈られており、立派な水田でございましたので、何ら問題ないと思われまます。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

#### **議長（山田会長）**

続きまして、4番の案件につきまして、議席番号9番、石田安男委員、報告をお願いいたします。

#### **石田安男委員**

議席9番の石田です。4番の案件について補足説明をいたします。11月8日に農業委員2名、事務局職員2名で現地を確認いたしました。譲渡人は高齢で農業後継者がいないため、以前から利用権設定により耕作をしてもらっていた譲受人に売買を申し出たもので、譲受人は、申請地を取得し、自己所有として引き続き営農していくため、申し出に応じたものです。

申請地は、自宅から■■■■範囲で通作は便利であり、水稻栽培に必要な機械設備はすべて装備しており、地域の担い手としても期待ができ、今年まで、きちんと管理しており、問題はないと思います。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

#### **議長（山田会長）**

5番、6番の案件につきまして、議席番号2番、新久保克己委員、報告をお願いいたします。

#### **新久保克己委員**

議席2番の新久保です。5番と6番の案件について、現地確認の結果を報告し

ます。11月7日に、農業委員2名と事務局職員2名で現地確認を行いました。5番の案件ですが、申請内容は、申請地は譲受人の自宅に近く、耕作が容易なため購入を希望したところ、譲り渡し人が譲受人の要望に応じたものです。売買による権利移動です。譲受人は営農に必要な農機具を保有し、譲受後は野菜を栽培し、直販店に出荷する予定です。

6番の案件ですが、譲渡人は耕作が困難となり、後継者もいないことから、以前から申請地を耕作していた譲受人に贈与するものであります。譲受人は営農に必要な農機具を保有しており、取得後は水稻や野菜を栽培し、JAや直販店に出荷する予定で、問題はないと思います。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

### 議長（山田会長）

続きまして、7番、9番の案件につきましては、議席番号5番、田崎育子委員、報告をお願いいたします。

### 田崎育子委員

議席番号5番の田崎です。7番の案件でございます。11月6日に委員2名、事務局職員2名で現地調査を行いました。詳細は事務局の説明の通りです。

申請地は、下関市立大学の近くにあつて、住宅に囲まれた、綺麗に管理されている農地でした。譲渡人は県外に住んで管理できないことから、譲受人に申出たものです。売買によるものです。

9番の案件について申し上げます。11月6日、委員2名、事務局職員2名で現地調査に参りました。事務局の説明の通りです。

申請地は、北浦バイパスの近くにあり、綺麗に管理されている農地でした。譲渡人である父親から譲受人である子への贈与です。水菜の栽培をする予定となっております。

よろしくご審議の程、お願いいたします。

### 議長（山田会長）

続きまして、8番の案件につきまして、議席番号12番、坂田謙祐委員、報告をお願いいたします。

### 坂田謙祐委員

12番の坂田です。8番の案件について説明をいたします。11月2日に農業委員2名と事務局1名で現地を確認いたしました。

ここは農家住宅が空き家になっていたところを、今年の最初の頃に買われて、

現在生活をされておられます。その建物に隣接する農地、畑をこの度、取得することで申請がありました。今回初めて農地を取得される方で、出荷はせず、販売もしない、いわゆる自家消費用の野菜や果樹を栽培されるみたいです。

令和5年の4月1日から基準というのが変わって、出荷をしなくても、自家消費野菜でも、許可が可能というふうに改正をされました。以前の所有者が作っていた畑を引き継いで、栽培をしたり、管理するというので、効率的な利用が行えるのではないかと思います。

ご審議の程、よろしくお願いします。

### 議長（山田会長）

事務局及び担当委員の説明、報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑がある方は、挙手され、起立して議席番号及び氏名を述べられ、ご発言をお願いいたします。

質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可について」の3番から9番の案件につきまして、「許可」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。よって本議案については、原案のとおり「許可」とすることと決しました。

### 議長（山田会長）

次に日程第2「議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可について」をお諮りします。

事務局の説明を求めます。

### 事務局（足立事務局次長）

それでは、ご説明いたします。総会議案書31ページをお開きください。1番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は、33、34ページ、公図は35ページ、土地利用計画図は36ページをご覧ください。

申請地は、JR山陰本線梅ヶ峠駅から南西へ約1.6kmに位置している、過去に農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、「第2種農地」となります。転用目的は、貸駐車場として、10台分の駐車場を整備するものでございます。申請理由につきましては、隣接地の土地所有者から駐車場用地として利用

したいとの相談を受け、新規事業として、安定的な収入が確保できる貸駐車場の整備計画に至ったもので、申請者からは、借受申込書も提出されております。本案件には、一体利用地はなく、計画面積は、土地利用計画からみて適当であると判断いたしました。

申請地に隣接した農地はございません。汚水の発生はなく、雨水のみ、新設の道路側溝に放流されることから、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。本件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。

31ページに戻りまして、2番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は、37、38ページ、公図は39、40ページ、土地利用計画図は41ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所内日支所から南西へ約3.6kmに位置している、過去に農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、「第2種農地」となります。転用目的は、植林でございます。申請理由につきましては、先代である申請者の父親が農地法の許可なく、植林を行っていたものでございますので、正確な目的、時期等は不明でございますが、耕作及び維持管理が困難になった前所有者が植林を行ったと思われま。また、本案件は、追認案件となりますので、下関市農業委員会会長あてに、始末書も提出されております。

本案件には、一体利用地が1筆ございますが、申請者の所有地で、計画面積は、土地利用計画からみて適当であると判断いたしました。

土砂の流出対策としては、申請地に隣接した農地が一部ございますが、全て、申請地よりも高い位置にございます。汚水の発生はなく、雨水のみ、市道から農業用排水路に放流されますが、流量に変化はないことから、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。

本件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられま。す。

総会議案書32ページをお開きください。3番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は、42、43ページ、公図は44、45ページ、土地利用計画図は46ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所内日支所から南西へ約3.8kmに位置している、過去に農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、「第2種農地」となります。申請者、転用目的、申請理由等は、2番の案件と同じでございますので、説明は、省略させていただきます。

本案件には、一体利用地が2筆ございますが、申請者の所有地で、計画面積は、土地利用計画からみて適当であると判断いたしました。申請地に隣接した農地は、ございません。

汚水の発生はなく、雨水のみ、農業用排水路に放流されますが、流量に変

化はないことから、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。

本件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。

32ページに戻りまして、4番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は、47、48ページ、公図は49ページで、土地利用計画図は50ページをご覧ください。

申請地は、JR山陰本線黒井村駅から北東へ約250mに位置している、「第3種農地」で、該当条文は、議案書記載のとおりでございます。転用目的は、倉庫の建築を目的に、自己用住宅の敷地拡張を行うものでございます。申請理由につきましては、倉庫の建築を計画しましたが、自宅敷地内では、建築が困難なことから、自宅に隣接している申請地に計画がなされたものでございます。

本案件には、一体利用地が1筆ございますが、申請者の所有地です。本件は、転用面積が、500㎡を超えておりますが、法面部分及び進入路部分等を除く有効実測面積は、498.48㎡になることから計画面積は、土地利用計画及び建ぺい率からみて適当と判断いたしました。申請地に隣接した農地はございません。

既存住宅からの汚水は、合併浄化槽で処理され、農業用排水路へ、雨水も、農業用排水路に放流されることから、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。

なお、本案件は、追認案件で、平成10年頃から、倉庫が建築され、住宅敷地の一部として利用していたことから、下関市農業委員会会長あてに、始末書が提出されております。

本件は、「第3種農地」であるため、許可基準を満たしていると考えられます。

以上でございます。

### 議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に担当委員からの現地調査結果の報告をお願いいたします。

それでは、1番の案件につきまして、議席番号6番、岡本住子委員、報告をお願いいたします。

### 岡本住子委員

議席番号6番、岡本です。11月6日に農業委員2名、事務局職員2名で現地を確認いたしました。

先ほど事務局が言われたように、雨水は道路側溝に入り、他の農地からも離れていますので、何の問題もないと思います。国道からも出入りしやすい様になっ

ていました。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

#### 議長（山田会長）

続きまして、2番・3番の案件につきましては、議席番号2番、新久保克己委員、報告をお願いいたします。

#### 新久保克己委員

議席2番の新久保です。2番と3番の案件について、現地確認の結果を報告します。11月7日に、農業委員2名と事務局職員2名で現地確認を行いました。

2番、3番は申請者及び申請内容が同様でありますので、一括して報告します。2番の申請地は、道路に接し、周辺は山林化が進んだ所で、既に直径が40～50cm位の杉やヒノキが、約30本程度植林されておりました。3番の申請地は、ふもとから200から300m位入った山中で、杉やヒノキが約200本植林されておりました。

2件とも申請内容は先ほどの事務局説明どおりです。時期など不明ですが、先代が山林として管理していたことが判明し、今回転用申請を行ったものです。隣接した農地はなくて、始末書が提出されており、致し方ないものと思われま

す。ご審議の程、よろしく申し上げます。

#### 議長（山田会長）

続きまして、4番の案件につきまして、議席番号10番、田上光義委員、報告をお願いいたします。

#### 田上光義委員

議席10番の田上です。11月8日に事務局職員2名と農業委員2名で現地確認を行いました。

現地は、自分が見る限りで宅地の様に見えておりましたが、農地である様です。平成10年頃から倉庫が建っていたということであり、これについての始末書が提出されております。従って、致し方なく、特段に支障もないと思

います。ご審議の程、よろしく申し上げます。

#### 議長（山田会長）

事務局及び担当委員の説明報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

はい、有田委員

**有田孝義委員**

議席18番の有田です。2番と3番の件ですが。4条の案件ということで、植林というのが、今までになかなか、なかったような話。ちょっと勉強不足で申し訳ありませんが、もう少し教えてください。

**事務局（岡本事務局主任）**

お答えいたします。

花木等につきましては、農地でございますので、転用の手続きは必要ないのですが、杉等については、農地に植えることは違反となりますので、この度、4条の提出となったものです。

確かに下関市で植林というのは、1、2年とかに1度くらいしかありませんが、杉等を農地に植えることはできませんので、転用手続きが必要となっております。

**議長（山田会長）**

有田委員、よろしいですか。

**有田孝義委員**

はい。

**議長（山田会長）**

ほかにございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可」の1番について、「許可」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。よって、原案のとおり「許可」とすることと決しました。

**議長（山田会長）**

次に日程第3「議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可について」をお諮りします。審議にあたり、1番、2番の案件につきましては、「議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可について」の1番、2番と併せてお諮りします。

事務局の説明を求めます。

## 事務局（足立事務局次長）

議案第3号1番、議案第1号1番についてご説明いたします。

営農型太陽光発電設備とは、農地に支柱を立てて、営農を適切に継続しながら上部空間に太陽光発電設備を設置することにより、農業と発電を両立する仕組みを指します。この場合、支柱の基礎部分について一時転用許可が必要で、転用期間は、3年以内か、10年以内となります。

本案件は、土地所有者、耕作者、太陽光発電設備の設置者の3者契約により、営農型太陽光発電設備を設置するもので、申請地は、現在も利用権設定により、備考欄記載の法人が耕作を行っております。今回の計画では、設置者と土地所有者が異なっておりますので、支柱の基礎部分について、農地法第5条の一時転用許可、期間は、10年以内になるケースに該当しないため、3年以内、営農型太陽光発電設備を空中に設置いたしますので、農地法第3条許可、3年以内の区分地上権の設定が必要となります。

議案第3号1番が、支柱部分等の一時転用に係る5条許可申請、議案第1号1番が、空中部分の区分地上権の設定を目的とした、3条許可申請でございます。

それでは、ご説明いたします。

総会議案書は、1ページと51ページとなります。申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は55、56ページ、公図は57、58ページ、土地利用計画図は59ページをご覧ください。

申請地は、JR山陰本線川棚温泉駅から南西へ約410mに位置している、農用地区域内にある農地で、該当条文は、議案書記載のとおりで、転用目的は、営農型太陽光発電設備でございます。申請理由につきましては、令和2年から、申請地の隣接地に設置されている営農型太陽光発電設備の設計、設置、管理を行っている借受人が、隣接地での農作物の収量も十分確保されていることから、日当たりも良く、十分な収穫も見込まれ、面積的にもこの度の計画に見合った申請地の選定がなされたものでございます。

5条につきましては、賃借権の設定、3条につきましては、区分地上権の設定となります。

それでは、許可基準についてご説明いたします。

通常の農地転用においては、「農地法関係事務に係る処理基準について」及び「農地法の運用について」にて審査しておりますが、営農型太陽光発電設備の設置については、「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱いについて」で、別途、「確認事項」が示されております。

主な内容は、1、申請に係る転用期間が別表の区分に応じた期間内であり、下部の農地における営農の適切な継続を前提として営農型発電設備の支柱を立て

るものであること。2、簡易な構造で容易に撤去できる支柱として、申請に係る面積が必要最小限で適正と認められること。3、下部の農地における営農の適切な継続が確実であるか、パネルの角度、間隔等からみて農作物の生育に適した日照量を保つための設計となっており、支柱の高さ、間隔等からみて農作業に必要な農業機械等を効率的に利用して営農するための空間が確保されていること。4、位置等からみて、営農型発電設備の周辺の農地の効率的な利用、農業用排水施設の機能等に支障を及ぼすおそれがないと認められること。特に農用地区域内農地においては、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないよう、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと、また、農業振興地域整備計画に位置付けられた土地改良事業等の施行や農業経営の規模の拡大等の施策の妨げとならないこと。5、支柱を含め営農型発電設備を撤去するのに必要な資力及び信用があると認められること。6、事業計画において、発電設備を電気事業者の電力系統に連系することとされている場合には、電気事業者と転用事業者が連系に係る契約を締結する見込みがあること。となっております。

それでは、順次ご説明いたします。

本案件の転用期間は、3年以内の申請で、地面に支柱を打ち込むだけの施工方法となっており、申請者から提出された議案第3号1番関係資料、「営農型発電設備の下部の農地における営農計画書及び当該農地における営農への影響の見込み書」及び資金計画書及び撤去整地費の見積書を事務局で確認したところ、問題ないと判断いたしました。

また、下関市長からは、「農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがない」旨が記載された意見書が提出されおり、下関市豊浦町土地改良区からは、「残農地については、適切に管理の事」との意見でございましたので、支障ないと判断しております。

最後に、連係についてですが、借受人は、既に、再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受けておりますので、連係についても確実と判断しております。

本案件には、一体利用地はなく、計画規模は、土地利用計画からみても適当で、土砂の流出対策としては、この度の転用は、太陽光発電設備の設置に係る支柱等のみであり、施設の下部農地では、そば等を栽培する計画となっており、汚水の発生はなく、施設からの雨水は、下部農地から、現状どおり農業用排水路に放流されるため、周辺農地への営農には支障ないと判断しました。

本案件は、農用地を対象とした農地転用では、ございますが、一時的な利用であり、許可後3年以内に原状回復する旨が記載された誓約書が提出されており「農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがない」旨が記載された下

関市長の意見書が提出されていることから、農地法施行令第11条第1項第1号に該当し、許可基準を満たしていると考えられます。

また、議案第1号1番につきましても、許可の対象となるものと考えます。なお、どちらも案件も同時許可といたします。

続きまして、議案第3号2番、議案第1号2番についてご説明いたします。

総会議案書は、1ページと51ページとなります。申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は55、56ページ、公図は60ページ、土地利用計画図は61ページをご覧ください。

申請地は、JR山陰本線川棚温泉駅から西へ約330mに位置している、農用地区域内にある農地で、該当条文は、議案書記載のとおりで、転用目的は、営農型太陽光発電設備でございますが、1番との大きな違いは、こちらの案件は、耕作者が太陽光発電設備を設置する計画となっております。申請理由につきましては、令和2年から、豊浦地区において、営農型太陽光発電設備を設置している借受人が、農作物の収量も十分確保されていることから、日当たりも良く、十分な収穫も見込まれ、面積的にもこの度の計画に見合った申請地の選定がなされたものでございます。

5条につきましては、賃借権の設定、3条につきましては、区分地上権の設定となります。こちらの案件も、事務局にて提出された書類を全て確認し、問題ないと判断しております。

本案件にも、一体利用地はなく、計画規模は、土地利用計画からみても適当で、周辺農地への営農には支障ないと判断しました。

本案件も、農用地を対象とした農地転用ではございますが、許可基準を満たしていると考えられます。また、議案第1号2番につきましても、許可の対象となるものと考えます。なお、どちらも案件も同時許可といたします。

総会議案書52ページをお開きください。3番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は、62、63ページ、公図は、64、65ページ、土地利用計画図は66ページをご覧ください。

申請地は、JR山陰本線黒井村駅から南東へ約1.9kmに位置している、過去に農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、「第2種農地」となります。転用目的は、非フィットによる、太陽光発電設備で、譲受人は、小売電気事業者でございます。申請理由につきましては、事業拡大の為、新たな発電設備の設置場所を探していたところ、日当たりが良く、計画に必要な面積も確保できることからこの度の計画に至ったもので、農業経験もない各譲渡人が、譲受人の要望に応じたもので、申請者からは、代替地検討表が提出されており、売買による所有権の移転となっております。

本件には、一体利用地はなく、計画面積は、過去に転用許可された案件と比較

しても妥当であり、市農業委員会の農地法関係事務に係る指導指針の建ぺい率及び土地利用計画からみても、適当であると判断いたしました。なお、下関市太陽光発電事業と地域環境との調和に関する条例に係る環境部との協議は、現在、協議中でございます。

土砂の流出対策としては、申請地に隣接した農地が一部ございますが、申請地よりも高い位置にございます。汚水の発生はなく、雨水のみ、農業用排水路に放流されますが、流量に変化はないことから、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。

本件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。

52ページに戻りまして、4番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は、67、68ページ、公図は、69ページ、土地利用計画図は70ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所菊川総合支所から南東へ約900mに位置している、過去に農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、「第2種農地」となります。転用目的は、非フィットによる、太陽光発電設備で、本案件の売電先は、中国電力となる予定です。申請理由につきましては、発電事業が好調なことから、事業拡大の為、新たな発電設備の設置用地を探していたところ、日当たりが良く、公道に接しており、計画に必要な面積も確保できることからこの度の計画に至ったもので、管理が困難な譲渡人が譲受人の要望に応じたもので、申請者からは、代替地検討表が提出されており、売買による所有権の移転となっております。

本件にも、一体利用地はなく、計画面積は、過去に転用許可された案件と比較しても妥当であり、市農業委員会の農地法関係事務に係る指導指針の建ぺい率及び土地利用計画からみても、適当であると判断いたしました。なお、下関市太陽光発電事業と地域環境との調和に関する条例に係る環境部との協議は、現在、協議中でございます。申請地に隣接した農地はございません。

汚水の発生はなく、雨水のみ、農業用排水路に放流されますが、流量に変化はないことから、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。

本件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。

総会議案書53ページをお開きください。5番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は、71、72ページ、公図は、73ページ、土地利用計画図は74ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所清末支所から北へ約900mに位置している過去に農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、「第2種農地」となります。転用目的は、自己用住宅の敷地拡張で、申請理由につきましては、住宅に隣接し

ている申請地に、自己用住宅の増築及び倉庫の建築を目的に、自己用住宅の敷地拡張を計画したもので、義理の姉である譲渡人が、譲受人の要望に応じたもので、贈与による所有権の移転となっております。本案件には、一体利用地が1筆ございますが、譲受人の所有地でございます。なお、本件は、転用面積が、500㎡を超えておりますが、法面部分を除く有効実測面積は、495.93㎡になることから計画面積は、土地利用計画及び建ぺい率からみて適当と判断しております。申請地に隣接した農地はございません。

汚水は、合併浄化槽で処理され、道路側溝に放流されます。また、雨水は、隣接地の個人所有の排水溝から道路側溝又は、直接道路側溝に放流されますが、排水溝の設置者からの承諾書が提出されており、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。

なお、本案件は、追認案件で、平成5年頃に、農地法の許可なく建物が建築され、住宅敷地の一部として利用していたことから、下関市農業委員会会長あてに、始末書の提出がなされております。

本件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。

53ページに戻りまして、6番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は、75、76ページ、公図は、77ページ、土地利用計画図は78ページをご覧ください。

申請地は、下関市役豊浦総合支所豊洋台支所から南西へ約580mに位置している過去に農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、「第2種農地」となります。転用目的は、作業場、資材置場で、申請理由につきましては、彫刻作家業を営む譲受人が、居住予定の隣接地に位置している申請地を選定し、この度の計画に至ったもので、県外に居住しており、耕作及び管理が困難な譲渡人が、譲受人の要望に応じたもので、売買による所有権の移転となっております。本案件には、一体利用地はなく、計画面積は、土地利用計画からみて適当と判断しております。

土砂の流出対策としては、申請地に隣接した農地が一部ございますが、申請地には、既に勾配調整がなされております。汚水の発生はなく、雨水のみ、農業用排水路に放流されますが、流量に変化はないことから、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。

本件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。

総会議案書54ページをお開きください。7番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は、79、80ページ、公図は、81ページ、土地利用計画図は82ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所菊川総合支所から南へ、約1 kmに位置している過去に農業公共投資の対象となった農地で、「第1種農地」となり、該当条文は、議案書記載のとおりでございます。転用目的は、自己用住宅で、申請理由につきましては、借家住まいの譲受人が、申請地周辺は、宅地化が進行しており、交通の便も良く、勤務地からも近くに位置していることから、この度の計画に至ったもので、農業後継者もいない譲渡人が、各譲受人の要望に応じたもの、売買による所有権の移転となっております。本件の一体利用地は、譲渡人の所有地で、申請書には、譲受人に売買予定の土地である旨が記載されており確保は確実で、土地利用計画及び建ぺい率からみて計画面積は、適当であると判断しています。土砂の流出対策としては、申請地に隣接した農地が一部ございますが、申請地の北側に位置している農地は、申請地よりも低い位置にございますが、既存の法面で分断されております。

汚水は、集落排水で処理され、雨水のみ、隣接地又は隣接地の既存の排水管に放流されますが、隣接地は、譲渡人の所有地で、土地所有者として承諾しており、排水管の設置者からの承諾書も提出されており、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。

この度の転用については、下関市菊川町土地改良区から、土地改良区の事業には、支障ない旨の内容が記載された意見書が提出されております。

本件は、第1種農地ではございますが、農地法施行規則第33条第4号、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されるもの」に該当し、許可基準を満たしていると考えられます。

54ページに戻りまして、8番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は、83ページから85ページ、公図は、86ページから88ページ、土地利用計画図は89ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所清末支所から北へ約1 kmに位置している過去に農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、「第2種農地」となります。転用目的は、山陽新幹線RA耐震補強工事に伴う作業ヤードの設置でございます。申請理由につきましては、この度の工事の施工に必要な、作業ヤードの設置が、JR用地のみでは確保が困難なことから、現場からも近くに位置している申請地を選定し、この度の計画に至ったもので、借受人の要望に、各貸付人が応じたものでございます。賃借権の設定となっております。

本案件の一体利用地の1筆は、市街化区域内の農地で、令和5年10月25日付けで、5条の届出書が提出されており、残りの一体利用地は、市道占用部分のみで、施工に必要な書類が提出されており、確保は確実で、土地利用計画からみて計画面積は、適当であると判断しています。■■■■には、隣接した農地はな

く、に隣接した農地は、市街化区域内の農地の残地部分との残地部分でございますが、の残地部分とは、既存の水路で分断しております。

汚水の発生はなく、雨水のみ、道路側溝又は農業用排水路に放流されることから、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。

本案件は、「一時的な転用」であり、令和6年6月30日までに、原状回復する旨が記載された誓約書が、下関市農業委員会会長あてに、提出されております。

本件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。

以上でございます。

### 議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に担当委員からの現地調査結果の報告をお願いいたします。

それでは、議案第1号の1番、2番及び議案第3号の1番、2番の案件につきまして、議席番号9番、石田安男委員、報告をお願いいたします。

### 石田安男委員

議席9番の石田です。議案第1号1番及び2番の案件と議案3号1番及び2番の案件について同一案件で同時許可となっているので、併せて補足説明をいたします。

11月8日に農業委員2名、事務局職員2名で現地調査を行いました。賃貸借による移転で、区分地上権の設定で営農型太陽光発電施設を設置するものです。借受人は、2020年に申請地の隣接農地に営農型太陽光発電設備の設計及び建設工事を実施し、雑持管理してきた中で、農作物の収量が十分確保できていることがわかったので、この度、条件のいい今回の申請地に計画をしたもので、貸付人がこれに応じたものです。5条の杭等の施設による一時転用面積は、共に発電出力を49.50kwで抑える為、0.35㎡になっています。

耕作者は、3者契約での営農計画として、そば・サツマイモ・水稻の栽培となっています。3年間の一時転用で下関市長及び豊浦町土地改良区からの意見書が添付されています。従いまして、問題ないと思います。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

### 議長（山田会長）

続きまして、3番、6番の案件につきまして、議席番号10番、田上光義委員、報告をお願いいたします。

### 田上光義委員

10番の田上です。3番の案件について、11月8日に事務局職員2名、農業委員2名で現地確認を行いました。現地を確認したところ、以前はおそらく一帯がミカン園であったと思う所に太陽光発電設備を設置しようとするものです。

汚水はなく、雨水は敷地内の南西側に放流する予定となっております。別段、支障はそうはないと思われまます。

続きまして、6番を同じく11月8日に現地を確認しました。譲受人は、旧市の方で彫刻をされていると聞いております。それで、駐車場やドーム型テントを建て、テントに作られたものを展示されるものと思われまます。雨水は農業用排水路に流され、事務局の説明のとおりです。流下量に変化はないと思います。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

### 議長（山田会長）

続きまして、4番、7番の案件につきまして、議席番号11番、河本隆一委員、報告をお願いいたします。

### 河本隆一委員

11番の河本です。それでは、4番の件からご説明いたします。去る11月2日、農業委員2名、事務局1名の3名で現地確認をしました。現地は住宅街に囲まれた一角にありました。農地は、綺麗に管理をされておりましたが、長年作物を作った様子はなく、草刈だけです。後継者も居なく、耕作者も出てこないということで、譲渡人が、太陽光発電の話がありましたので、その話に応じたということでございます。

汚水の排出はなく、雨水については農業用排水路に流すということで、何ら問題ないと思います。

次に、7番は、隣り合わせに新しく住宅が建ったその一角を今回、農地を転用して自己用住宅を建てるというものです。周りに道路が通っておりまして、非常に交通の面も良いということです。

この地区は集落排水が通っておりますので汚水については問題がないです。なお、雨水については隣の排水路の菅につなぎ込むということで、その方からもご了解をいただいて、承諾書が出ており、何も問題はないと思います。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

### 議長（山田会長）

続きまして、5番、8番の案件につきまして、議席番号2番、新久保克己委員、

報告をお願いいたします。

### 新久保克己委員

議席 2 番の新久保です。5 番と 8 番の案件について、現地確認の結果を報告します。11 月 7 日に、農業委員 2 名と事務局職員 2 名で現地確認を行いました。

まず 5 番の案件ですが、確認時、既に申請地には住宅が増築され、倉庫が建築されていきました。譲受人は、従前から隣接地に住宅を所有しており、農地の許可申請の必要性を認識せず、平成 5 年に住宅の増築と倉庫の建築を申請地に計画し、譲渡人に申請地の無償提供を要望したところ、譲渡人が承諾したので、現状に至ったものです。

汚水は合併浄化槽から雨水とともに道路側溝に放流するものです。隣接する農地はなく、始末書が提出されており、致し方ないものと思われま

次に 8 番の案件ですが、譲受人は、新幹線の橋脚等耐震補強工事のために資材置場として一時的利用の借用を申し出たものを譲渡人が要望に応じたものです。

汚水はなく、雨水は農業用排水路及び道路側溝に放流するものです。■■■■は隣接する農地はなく、■■■■の一部に市街化区域内の農地がありますが、影響はないものと思われま

また、譲受人から原状回復誓約書が提出されており問題ないと思います。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

### 議長（山田会長）

事務局及び担当委員の説明報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

金田委員どうぞ。

### 金田豊和委員

16 番の金田です。1 番と 2 番の案件につきまして、イメージができないので、確認したい。

現在の土地の耕作者は借受人ということですか。で、その土地に対して区分地上権を設定して、土地所有者と違う設置者が発電設備を設置するわけですね。で、許可期間が 3 年以内ということで、3 年経ったら撤去するのか。追加が出てくる可能性があるのか。3 年で撤去では採算が取れないのでは、と思うのですが、その辺はどうですか。

### 事務局（岡本事務局主任）

はい、関係について、もう一度説明をさせていただきます。

1番の案件については、土地所有者、耕作者、太陽光発電設備の設置者の3者による今回の計画となっております。2番については、耕作者と設置者が同じです。1番と2番の耕作者は同じでございます。

続きまして、転用期間なのですけれども、この度の案件については、担い手等々でございませぬので、3年しか認められておりませぬ。ということは、3年が経過したら、現況復旧をすると、撤去しなさい、となつてはおります。が、営農型につきましては、その撤去するまでに、新たな申請があつた時、3年間きちんと耕作しているという理由が付けば、延長ができますので、本案件について、今から20年間ぐらいは、続けて3年、3年ということで、続いた申請が上がつてくると思われませぬ。

以上でございます。

**議長（山田会長）**

金田委員、よろしいですか。

**金田豊和委員**

はい。

**議長（山田会長）**

ほかにございませぬか。

岩本委員、どうぞ。

**岩本憲慈委員**

17番の岩本です。先ほどの質問と関連しますが、議案第3号の関係資料を見ますと、栽培する期間が10年となつており、その中で、3年目と6年目と、9年目が水稻という様になっておりますけど、これは営農計画の中で、こういう形になっているということでしょうか。

**議長（山田会長）**

事務局、どうぞ。

**事務局（岡本事務局主任）**

はい、様式であるのがまず1点。10年間分が出ていたというのは、これは、国が定めた様式ですので、10年分とさせていただきます。今回の期間については3年でございませぬが、基本的に先ほどお話したように、営農型の場合には20年近く考えられますので、様式がこの様になっており、記載しております。

それともう一つ、毎年の作物等々の記載につきましては、これは今回の借受人が、今からの十年間をこういう形で営農するという出されておりますので、事務局といたしましては必ずされるものということで判断させていただいております。

#### 議長（山田会長）

他にございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可について」及び「議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可について」の1番、2番について、「許可」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手多数と認めます。よって、原案のとおり「許可」とすることと決しました。

なお、議案第3号1番及び2番、並びに7番の案件については、山口県ネットワーク機構の意見聴取を行った後に許可とすることとします。

#### 議長（山田会長）

次に日程第4「議案第4号 現況確認について」をお諮りします。

事務局の説明を求めます。

#### 事務局（足立事務局次長）

総会議案書90ページをお開きください。1番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目、畑1筆、面積は、99㎡で、申請地の位置図は、93、94ページ、公図は95ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所川中支所から南西へ、約1.5kmに位置する土地でございます。令和5年11月6日に、農業委員2名、最適化推進委員1名と事務局職員2名で現地調査を行いました結果、議案書記載のとおり、一部に灌木が繁茂しており、現況確認書交付事務取扱要領第5条3号イに該当し、「非農地」との判断になっております。

90ページに戻りまして、2番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目、田1筆、面積は、803㎡で、申請地の位置図は、96、97ページ、公図は98、99ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所豊浦総合支所黒井支所から北西へ、約850mに位置する土地でございます。令和5年11月8日に、農業委員2名、最適化推進委員1名と事務局職員2名で現地調査を行いました結果、議案書記載のとおり、申請地

の東側の原野は山林化し、申請地の一部に灌木が繁茂しており、現況確認書交付事務取扱要領第5条3号イに該当し、「非農地」との判断になっております。

総会議案書91ページをお開きください。3番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目、田5筆、畑1筆、合計面積は、3,570㎡で、申請地の位置図は、100、101ページ、公図は102ページをご覧ください。なお、                    番    には、公図がございませんが、総会議案書103ページの税務用調査資料及び総会議案書104ページの地籍測量図にて、位置が確認できます。

申請地は、下関市役所から北東へ、約1.7kmに位置する土地でございます。令和5年11月6日に、農業委員2名、最適化推進委員1名と事務局職員2名で現地調査を行いました結果、議案書記載のとおり、35番は、山林化した農地に囲まれた農地で、一部には灌木等も確認できました。現況確認書交付事務取扱要領第5条5号イに該当し、「非農地」との判断になっております。また、残りの5筆は、山林化しており、現況確認書交付事務取扱要領第5条3号アに該当することから、「非農地」との判断になっております。

91ページに戻りまして、4番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目、田1筆、面積は、802㎡で、申請地の位置図は、105、106ページ、公図は107ページをご覧ください。

申請地は、JR山陰本線黒井村駅から北東へ、約270mに位置する土地でございます。令和5年11月8日に、農業委員2名、最適化推進委員1名と事務局職員2名で現地調査を行いました結果、議案書記載のとおり、申請地の一部には灌木は確認できましたが、大部分は、雑草等ございましたので、現況確認書交付事務取扱要領第5条各号に該当しないため、「農地」との判断になっております。

5番から7番は、隣接地でございますので、併せてご説明いたします。総会議案書は、92ページとなります。5番、6番、7番、申請者、土地の所在、登記地目、面積は、議案書に記載のとおりでございます。各申請地の位置図は、108ページから111ページ、公図は112ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所川中支所から、南西へ、約1.6kmに位置する土地でございます。令和5年11月6日に、農業委員2名、最適化推進委員1名と事務局職員2名で現地調査を行いました結果、議案書記載のとおり、全てが、山林化しており、現況確認書交付事務取扱要領第5条3号アに該当し、「非農地」との判断になっております。

以上でございます。

**議長（山田会長）**

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に地区委員からの現地調査結果の報告をお願いいたします。

それでは、1番及び3番、並びに5番から7番の案件につきまして、議席番号5番、田崎育子委員、報告をお願いいたします。

### 田崎育子委員

議席番号5番の田崎です。1番、3番、5番、6番、7番について申し上げます。

11月6日に委員2名、最適化推進委員1名、事務局2名で、現地調査に参りました。事務局の説明された通りです。

申請地は先月審議され、非農地とされたところに隣接している、農地で長州出島への道もあり、住宅が建てられています。1番は山林に隣接し、灌木が茂っており、今後、山林化が想定されます。そしてまた、5、6、7番は、多くの灌木が繁茂しておりまして、非農地と判断いたしました。

3番について申し上げます。11月6日に委員2名、最適化推進委員1名、事務局2名で、現地調査に参りました。事務局の説明の通りです。場所は、関門トンネル入り口が近くの、市街地の中の傾斜地にある農地です。■■■■、■■■■、■■■■、それから、■■■■、■■■■が山林化していました。35番は一部灌木がありましたけれども、山林化した農地に囲まれており、今後山林化が想定されまして、非農地と判断いたしました。

よろしくご審議の程、お願いします。

### 議長（山田会長）

続きまして、2番、4番の案件につきまして、議席番号10番、田上光義委員、報告をお願いいたします。

### 田上光義委員

10番の田上です。2番の案件について申し上げます。

すぐる11月8日、事務局職員2名、委員2名、最適化推進委員1名で現地を確認しました。現地は東側に灌木が5・6m、北側は2・3m、南側も2・3m位が繁茂しており、中の方に家がありましたが、屋根が抜けており、もう住まわれる気がない、と思われました。申請者は遠隔地に居られるということで、このままいけば、管理もされずに山林化するものと思われまます。従いまして、非農地と判断いたしました。

続きまして4番の案件ですが、宅地の隣ですけれどもこれは、中に灌木があると記載されていますが、2・3本くらい、土手側にも2・3本くらいです。

中の方は、雑草が主で、別段、耕作に支障はないと思われました。従いまして、農地と判断としました。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

### 議長（山田会長）

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

「議案第4号 現況確認について」、1番から3番及び5番から7番については「非農地」とし、4番については「農地」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。よって本議案は、原案のとおり決しました。

### 議長（山田会長）

次に、日程第5「議案第5号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」をお諮りします。

事務局の説明を求めます。

### 事務局（足立事務局次長）

ご説明いたします。総会議案書113ページをお開きください。1番、この案件は、令和5年11月22日公告予定分に係る決定でございます。詳細につきましては、114ページの「1. 農用地利用集積計画一覧表（令和5年11月22日公告予定分）」をご覧ください。別紙「議案第5号関係資料①」の1ページから3ページに、地区別の利用権設定面積の一覧表、田畑の新規更新別の一覧表、期間別の一覧表をお示ししております。

113ページに戻りまして、2番、この案件は、令和5年12月1日公告予定分に係る決定でございます。詳細につきましては、115、116ページの「2. 農用地利用集積計画一覧表（令和5年12月1日公告予定分）」をご覧ください。115ページの案件は利用権に係る決定です。別紙「議案第5号関係資料②」の1ページから3ページに、地区別の利用権設定面積の一覧表、田畑の新規更新別の一覧表、期間別の一覧表をお示ししております。

116ページの案件は所有権移転に係る決定です。農地の所在、対価等は一覧表に記載のとおりです。売買による所有権移転です。

いずれの案件も、計画内容は「下関市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想」に適合し、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。

以上でございます。

### 議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

「議案第5号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」、賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。よって本議案については、原案のとおり決定しましたので、その旨を下関市長へ通知することといたします。

### 議長（山田会長）

それでは、次に日程第6「議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画（配分）に係る意見決定について」をお諮りします。

事務局の説明を求めます。

### 事務局（足立事務局次長）

ご説明いたします。総会議案書117ページをお開きください。この案件は、農地中間管理機構が借受けた農地を、公募した借受け希望農家に配分するにあたり、下関市長から農用地利用集積等促進計画（配分）に係る意見を求められたものでございます。

1番、内容につきましては、118ページの「1. 農用地利用集積等促進計画（配分）（案）（下関区域分）」と、119ページの「利用権の設定を受ける者の経営状況（下関区域分）」をご覧ください。

2番、内容につきましては、120から123ページの「2. 農用地利用集積

等促進計画（配分）（案）（豊浦区域分）」と、124ページの「利用権の設定を受ける者の経営状況（豊浦区域分）」をご覧ください。

別紙「議案第6号関係資料」に地区別の配分に関する利用集積等促進計画集計表をお示ししております。いずれの案件も、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えられます。

以上でございます。

### 議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画（配分）に係る意見決定について」、原案のとおり「意見なし」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。よって、原案のとおり「意見なし」と決しましたので、その旨の意見を付して下関市長に送付いたします。

以上で、審議事項はすべて終わりました。

### 議長（山田会長）

次に、日程第7「報告第1号」から日程第17「報告第11号」までを一括して、事務局より報告を求めます。

### 事務局（中川事務局主幹）

ご報告いたします。総会議案書125から129ページ、報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」は、20件ございました。

130ページ、報告第2号「農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について」は、1件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。書類等そろってございましたので、専決により、受理通知書を交付いたしました。

131から132ページ、報告第3号「農地法第5条第1項による許可案件の事業計画変更の承認について」は、3件ございました。簡易な事項についての処理に関することにより専決により承認いたしました。

149ページ、報告第4号「農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出

について」は、3件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。書類等そろっておりましたので、専決により、受理通知書を交付いたしました。

150ページ、報告第5号「農地造成届について」は、1件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。地区の農業委員による現地確認を行い、専決により、受理通知書を交付いたしました。

157ページ、報告第6号「農地造成完了届について」は、1件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。農業委員による現地確認を行っております。

158ページ、報告第7号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」は、2件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。税務署から相続税の納税猶予の適用を受けている農地の状況について照会があったもので、農業委員による現地確認を行い回答いたしました。

159ページ、報告第8号「農地法第18条第6項の規定による通知について」は、利用権で設定されていた賃貸借の合意解約が2件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。

160から161ページ、報告第9号「農地の転用事実に関する証明について」は7件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。農業委員による現地確認を行い、提出された書類にて農地以外である旨が確認できましたので、証明証を交付いたしました。

162から164ページ、報告第10号「農地法第5条第1項による許可案件の現地確認の報告について」でございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。

165ページ、報告第11号「農地利用最適化推進委員候補者評価委員会の評価結果について」でございます。報告第11号関係資料をあわせてご覧ください。

農地利用最適化推進委員 候補者評価委員会を去る11月1日(水)に開催しました。評価委員7名のうち、当日は1名の委員が体調不良による欠席となり、6名での開催となりましたが、委員会設置要綱第4条第2項の規定により、参加委員が評価委員の過半数を超えておりましたので、農地利用最適化推進委員候補者評価委員会は成立しましたことを、ご報告します。

結果は報告第11号関係資料の「農地利用最適化推進委員候補者別採点集計表」でご確認ください。参考までに、このうち団体推薦が36名、一般推薦が4名、一般募集(自薦)が0名でした。また、新規の応募は15名でした。

募集定数と応募者数が、27区域の全区域で合致し、全員が最低基準点の40点を超えましたので、評価委員会で評価の結果、応募者全員を当該地区の候補者として選考いたしました。表の見方ですが、右端の欄が総合点数です。

この候補者評価結果を今回の総会でご確認いただけましたら、来年2月22日に設置される新たな農業委員会に申し送りしたいと思います。  
なお、来年2月22日に新たな委員で構成される次期農業委員会に申し送りした後、次期農業委員会が臨時総会にて候補者を「選任」して、令和6年2月22日に委嘱を行う予定になっております。従いまして、新たな推進委員の任期は令和6年2月22日～令和9年2月21日までとなる予定です。

以上、ご報告いたします。

### 議長（山田会長）

ただいまの報告第1号から第11号につきまして、ご意見、ご質問等ございませんか。

ないようですので、以上をもちまして「令和5年度第8回定例総会の閉会」を宣告いたします。

(終了時刻 11時10分)

上記の議事録は正確と認め署名する。

議長.....

署名委員.....

署名委員.....